

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定（創業者緩和等）について

本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は兼業者で、営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用できます。

《認定基準》

- 1 申請する中小企業が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が春日部市であること。
- 2 経済産業大臣の指定を受けた不況業種（※）であること。
- 3 創業者緩和等の各事項の売上高等に比して5%以上減少していること。

申請書の（注2）の記載について

（注2）の欄には、営んでいる事業が1つの指定業種のみ属する場合はその業種について、複数の事業を営んでいる場合には、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する指定業種（主たる業種）について記入してください。

平成26年4月1日より、「経済産業大臣が指定する不況業種」は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類での判定に変更されています。なお、令和2年新型コロナウイルス感染症に係る認定申請においては、令和2年5月1日から中分類での判定を行います。

申請の際は必ずご自身が営んでいる事業が指定業種に属しているか、よくご確認のうえ、ご来庁ください。営んでいる事業が属する業種に指定業種が無い場合、認定申請はできません。

また、企業全体の売上高等を算出する場合には営んでいる全ての事業の売上高等が対象となります。

指定業種の確認方法

- ① 日本標準産業分類（平成25年10月改定版）のURL
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000022.html
- ② 中小企業庁（セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種（全国的））のホームページ
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

中小企業信用保険法第2条第5項第5号
(創業者等運用緩和) 認定申請書についてのご案内

緩和様式①

直近1か月売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上に減少している場合

緩和様式②

直近1か月間の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して各基準以上に減少している、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上に減少することが見込まれる場合

緩和様式③

直近1か月間の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少している、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上に減少することが見込まれる場合

《必要書類》

	書類名	提出部数
①	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（緩和様式①②③のうち該当するもの） ※実印を押印すること	1部
②	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書の添付書類（緩和様式①②③のうち該当するもの）	1部
③	添付書類記載欄の売上高等の確認できる書類(次のいずれかを提出) ●売上台帳(写し) ※日別の売上高を計上して集計してあるもの。または取引日・相手先・取引金額が明記されているものに限る。 ●試算表(写し) ※決算する内容に相違なく、月別経費等まで計上されているもの。月別売上高のみを抜粋したものは不可。	1部
④	許認可が必要な業種にあつては、許認可証の写し	1部
⑤	法人：商業登記簿謄本（ <u>履歴事項全部証明</u> ）の写し ※現状を反映し、最近3か月以内のもの	1部
	個人：確定申告書（写し）※直近のもの	1部

※ 上記のほか、金融機関の担当者が代理申請を行う場合は、委任状（任意様式）が必要です。